

小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

●要件

以下の①②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかを満たすこと

- ①疾病の診断又は治療に5年以上(臨床研修を受けている期間を含む)従事した経験を有すること。
- ②診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ③学会が認定する専門医の資格を有すること。
- ④指定医研修を修了すること。

(指定医研修サイトから受講できます。詳細は下記、[指定医研修サイトについて](#)をご覧ください。)

●職務

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な診断書(医療意見書)を作成すること。
- 患者データ(医療意見書の内容)を登録管理システムに登録すること。

●責務

- 「指定医」は、5年ごとに更新が必要になります。
- 申請内容に変更があったときは、変更があった事項及びその年月日を、柏市に届け出る必要があります。

●有効期限

指定の日から5年間

指定医の申請手続等

●申請提出書類(①②及び、③もしくは④の3点をご提出ください。)

- ①小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書
- ②医師免許証の写し
- ③専門医に認定されていることを証明する書類の写し(学会の認定証の写し)
(要件③の専門医資格による申請をされる方のみ)
- ④小児慢性特定疾病指定医育成研修修了書(指定医研修サイトで印刷)
(要件④の指定医研修の修了による申請をされる方のみ)

●提出方法

上記提出書類を郵送にて、柏市保健所 地域保健課へ提出してください。

指定医研修サイトについて

指定医要件3の専門医の資格を有していない方は、以下の手順に沿って研修を受講し、テストに合格したのち発行される修了証を添付し、新規申請を行うことで、小児慢性特定疾病指定医として指定を受けることができます。

●研修受講にあたっての注意事項

1. 本研修の対象となるのは、今後小児慢性医療意見書を作成する医師で、かつ、勤務先が柏市内に所在する方に限ります。
 2. 「柏市小児慢性特定疾病指定医研修サイト」において、指定の講義を受けること及び受講した各講義のテストに合格することで、研修を修了したとみなされます。
 3. テストの可否に関わらず、何度でも受講することができます。
- ※厚生労働省が定める専門医の資格を有する医師については、本研修を受講する必要はありません。

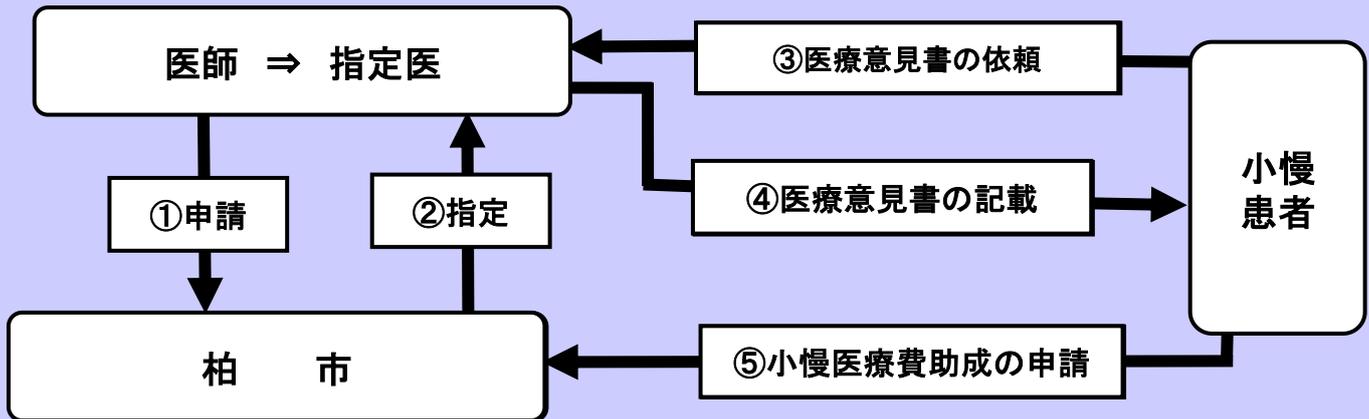
●サイトの利用方法について

1. 「柏市小児慢性特定疾病指定医研修サイト(<https://www.sdtweb.jp/>)」にアクセスし、ユーザー登録(医籍登録番号・年月日)を行う。
2. 受講及びテストの実施(「小児慢性特定疾病対策の概要」の他に、医療意見書を作成する疾患群の講義を1つ以上受講してください。なお、成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療の講義も受講してください。)
3. テストに合格した方は、「小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証」を印刷してください。(合格しないと修了証は発行できません)
4. 上記、指定医の申請手続等に沿って、地域保健課へご提出ください。

●提出後の流れ

保健所地域保健課から「小児慢性特定疾病指定医育成研修修了証」(市長印が押されたもの)及び「小児慢性特定疾病指定医指定通知書」を送付します。

指定医の申請と小児慢性特定疾病の医療費助成申請の流れ



《申請に当たって》

1. 医療機関の所在地を管轄する都道府県等に申請します。
柏市内の医療機関に勤務する医師は柏市に申請していただきます。
2. 一人の医師が複数の医療機関に勤務し、医療意見書(診断書)を作成する場合は、それぞれの医療機関を管轄する都道府県等に申請する必要があります。
3. 千葉市、船橋市、千葉県(千葉市・船橋市以外)、他都道府県については、各担当窓口にお問い合わせください。

《留意事項》

- 指定後、柏市から申請者宛てに小児慢性特定疾病指定医指定通知書を送付します。
- 指定を行った後、指定の氏名、勤務先の医療機関名等を柏市がホームページ等で公表します。
- 研修や変更届などの事務手続については、今後市のホームページに掲載し、御案内いたします。
- 新制度の開始に当たり、認定医に御記入いただく医療意見書については、申請者の疾病に応じ、各医療機関でダウンロードしていただき、作成していただく予定です。
(小児慢性特定疾病情報センター <http://www.shouman.jp/>)
- 患者データの登録管理システムへの登録の開始時期は、まだ決まっていません。開始時期や登録方法については、別途お知らせいたします。